

平成30年旭市議会第4回定例会会議録

議 事 日 程 （第4号）

平成30年12月7日（金曜日）午前10時開議

第 1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第 1 一般質問

出席議員（18名）

1 番	片 桐 文 夫	2 番	平 山 清 海
3 番	遠 藤 保 明	4 番	林 晴 道
5 番	高 橋 秀 典	6 番	米 本 弥一郎
7 番	有 田 恵 子	8 番	宮 内 保
9 番	高 木 寛	11 番	宮 澤 芳 雄
12 番	伊 藤 保	13 番	島 田 和 雄
14 番	平 野 忠 作	15 番	伊 藤 房 代
16 番	向 後 悦 世	18 番	木 内 欽 市
19 番	佐久間 茂 樹	20 番	高 橋 利 彦

欠席議員（2名）

10 番	飯 嶋 正 利	17 番	景 山 岩三郎
------	---------	------	---------

説明のため出席した者

市 長	明 智 忠 直	副 市 長	加 瀬 正 彦
教 育 長	諸 持 耕太郎	秘書広報課長	伊 藤 義 隆
行政改革 推進課長	小 倉 直 志	総 務 課 長	飯 島 茂
企画政策課長	阿 曾 博 通	財 政 課 長	伊 藤 憲 治

税 務 課 長	石 毛 春 夫	市民生活課長	宮 負 賢 治
環 境 課 長	井 上 保 巳	保険年金課長	遠 藤 茂 樹
健康管理課長	木 内 喜久子	社会福祉課長	角 田 和 夫
子 育 て 支 援 課 長	小 橋 静 枝	高 齢 者 福 祉 課 長	浪 川 恭 房
商工観光課長	小 林 敦 巳	農 水 産 課 長	宮 内 敏 之
建 設 課 長	加 瀬 喜 弘	都市整備課長	鵜之沢 隆
下 水 道 課 長	高 野 和 彦	会 計 管 理 者	松 本 尚 美
消 防 長	川 口 和 昭	水 道 課 長	加 瀬 宏 之
庶 務 課 長	栗 田 茂	学校教育課長	佐 瀬 史 恵
生涯学習課長	高 安 一 範	体育振興課長	花 澤 義 広
監 査 委 員 会 事 務 局 長	伊 藤 義 一	農 業 委 員 会 事 務 局 長	赤 谷 浩 巳

事務局職員出席者

事 務 局 長	大 矢 淳	事 務 局 次 長	池 田 勝 紀
---------	-------	-----------	---------

開議 午前10時 0分

○議長（島田和雄） おはようございます。

ただいまの出席議員は17名、議会は成立いたしました。

これより本日の会議を開きます。

◎日程第1 一般質問

○議長（島田和雄） 日程第1、一般質問。

一般質問を行います。

◇ 高 木 寛

○議長（島田和雄） 通告順により、高木寛議員、ご登壇願います。

（9番 高木 寛 登壇）

○9番（高木 寛） おはようございます。議席番号9番、日本共産党、高木寛です。

今回の一般質問ですが、三つの質問事項を取り上げましたので、明快な答弁を期待いたします。

第1点目です。防災・減災について伺います。

これからの日本列島は、地震をはじめ台風、豪雨など、さまざまな災害に関して、かなり過酷な状況になる可能性があります。ですから、自治体関係機関、企業、住民それぞれが持てる力を出せるようにしておく必要があると思います。旭市には、旭市防災会議が作った旭市地域防災計画がありますが、その具体化について伺います。

まず、事前の防災対策はどのようになっていますか。災害への備えでハザードマップ配布や住民への啓発、防災教育は。そして避難計画、地域防災計画はどのようなものですか。災害発生時に対処する方策はどのようなものですか。

地域として、市民は何をするか。地域を守るために自主防衛組織を作り、情報の収集、初

期消火、救出・救助、避難誘導などを地域の人たちでできるように、その具体化をすべきだと思います。災害後の復旧・復興に対処する方策はどのようなものですか、伺います。飲料水、食料など、備蓄状況はどのようになっていますか。

次に、第2点目です。残土・再生土・産廃等による埋め立て跡地について伺います。

市として、埋め立て跡地として確認している場所は何か所ありますか。旧海上町地先等に産廃埋め立て問題が発生しましたが、その後の状況はどのようになっていますか。

福島原発事故による汚染土壌の後始末で、これらの埋め立て跡地が捨て場にならないか疑問です。なぜなら、国は2045年3月までに汚染土を中間貯蔵施設から福島県の外に移して処分する計画があると報道されました。この計画にはどのようなお考えですか、伺います。

次に、第3点目です。消費税増税の反対の姿勢を求めます。

消費税が、来年10月に8%から10%に増税することを安倍首相は宣言しています。今、深刻な消費不況が長期化するもとの増税は、国民の暮らしと日本経済に破壊的な打撃をもたらすことを指摘します。消費税は、所得の少ない人に重くのしかかる逆進性を本質とする悪税です。強行すれば、消費不況を一層深刻化し、貧困と格差拡大につながります。国は、増税に伴う対策を打ち出していますが、複数税率の導入で8%と10%の税率が混在することで、経済の混乱が予想されます。消費増税によって、旭市の財政にはどのような影響が懸念されますか、答弁を求めます。増税は市民への過大な負担になるために、引き上げ中止を求めますが、市長はこの増税をどのように思っていますか。また、増税反対の意向はありますか。答弁を求めます。

それぞれについて、市長と担当課長の答弁をお願いいたします。

これで第1回目の質問を終わります。あとは自席での質問といたします。よろしくお願いいたします。

○議長（島田和雄） 高木寛議員の一般質問に対し、答弁を求めます。

明智市長、ご登壇願います。

（市長 明智忠直 登壇）

○市長（明智忠直） 高木議員の一般質問にお答えをいたします。

私のほうからは、3番目の消費増税に反対の姿勢を求めますということについてお答えをさせていただきます。

消費税率は、10%に引き上げることにについて、10月に安倍首相より幼児教育・保育無償化など、全世代型社会保障実現に向けた財源を確保するため、来年10月より実施するとの意向

が表明されたところであります。市といたしましても、今後、国から示される消費税改正に伴う各種経済対策等の情報の収集に努めながら、市民生活や市財政運営に支障がないように対応してまいりたいと考えております。

なお、消費税率改定については国の施策でもあることから、地方公共団体の長としての私が所見を述べることは適切でないと考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

以上です。

○議長（島田和雄） 総務課長。

○総務課長（飯島 茂） それでは私のほうから、質問項目、大きな1番の防災・減災についての（1）から（3）について回答をさせていただきます。

まず、（1）の事前の防災対策はどのようになっているかというようなことの中で、具体的にハザードマップの配布、住民への啓発、防災教育、そして避難計画といったようなご質問でございました。

旭市では、災害対策基本法第42条の規定に基づき作成いたしました、旭市民の安全・安心を守る最上位の計画でございます旭市地域防災計画を策定しておりまして、その中で災害の未然防止策や災害対応を的確に行うための災害予防計画を定めております。具体的には、防災訓練の推進や防災教育の充実、防災に強い都市づくりの推進、避難体制の整備、食料等の備蓄対策等を進めることになっていところでございます。

ご質問にあったハザードマップにつきましては、各種防災情報、避難所等を表示して配布をしているところでございます。また、住民への啓発、防災教育、避難計画といたしましては、総合防災訓練、津波避難訓練の実施、出前講座として学校へ出向いての防災教育や市民向けの防災講座、津波が発生した場合に、行政と住民が迅速かつ的確に行動できるよう、津波避難計画を策定しているところでございます。

続いて、（2）でございます。災害発生に対処する方策はといったような中で、自主防災組織といったことでのご質問でございます。

旭市地域防災計画の災害予防計画においては、地域が自主的かつ連携して防災活動を進めることが重要であることから、自主防災組織の結成促進を推進するよう定めているところでございます。この計画に基づき、自主防災組織の結成や育成支援のため、旭市自主防災組織補助金交付要綱を制定し、防災用資材の購入や防災訓練などの活動費に対して補助金を交付しているところでございます。

なお、自主防災組織の結成に当たっては、防災活動や訓練、備蓄等の計画を定めた地区防

災計画の作成を促し、地区の共助による計画的な防災活動の推進を図ることとしております。

続いて、（３）でございます。復旧・復興に対処する方策といったようなことで、飲料水と食料などの備蓄といったようなご質問でございます。

旭市では、過去に発生した災害などを基に、今後予想される災害の状況を地区別にまとめた旭市地区別防災カルテといったようなものを平成25年度に作成しております。このカルテでは、災害時に約5,000人の避難所生活者が発生することを想定していることから、地域防災計画において5,000人に対応する3日分の食料4万5,000食、3日掛ける1日3食掛ける5,000人で4万5,000食。飲料水につきましては、同様に4万5,000リットル、3日分掛ける1日3リットル掛ける5,000人ということで4万5,000リットルを備蓄しているところでございます。

これらの食料品は、旭地区に2か所、飯岡・海上・干潟地区にそれぞれ1か所、合計5か所の拠点倉庫に備蓄しているところでございます。また、毛布などの物資につきましては、災害時の避難場所となる小中学校に整備したコンテナ型の防災備蓄倉庫に備蓄しているところでございます。

なお、千葉県内の全市町村はもとより、姉妹都市である長野県茅野市や茨城県鉾田市、また市内事業者との協定も締結していることから、備蓄品が不足した場合には、食料等の提供の協力が得られるなど、平常時より関係機関との連絡強化を図っているところでございます。

以上でございます。

○議長（島田和雄） 環境課長。

○環境課長（井上保巳） それでは2項目め、残土・再生土・産廃等による埋め立て跡地についてということで、私のほうからご回答申し上げます。

まず、1点目ですけれども、埋め立て跡地として確認している場所というご質問でございますけれども、これについては市、県で埋め立て事業として許可した箇所数ということでお答えをいたします。期間については、平成17年度から昨年の平成29年度までということでお答えいたします。

まず、面積が3,000平方メートル未満の小規模埋め立て許可件数につきましては137か所でございます。地域別の内訳を申し上げますと、旭地域で83件、海上地域で21件、飯岡地域17件、干潟地域16件でございます。

続いて、県が許可しました3,000平方メートル以上の特定事業による埋め立ての件数につきましては9件ございまして、地域別では旭地域6件、海上地域1件、飯岡地域1件、干潟

地域1件というふうになっております。

続きまして、2点目になります。旧海上町地先の産廃埋め立て問題のその後の状況というご質問でございます。これにつきましてですけれども、銚子市と東庄町及び旭市にまたがります産業廃棄物処分場の設置計画というものがございました。これについては、千葉県が平成25年1月に株式会社エコテックの産業廃棄物最終処分場設置許可申請について不許可処分としましたが、同社は平成25年3月に環境大臣に不服審査請求を申し立てしております。現在、林地開発行為休止届が千葉県へ届け出されておきまして、不服審査請求の裁定がおきるまでの期間という理由で、3か月ごとに開発行為期間が延長されておりますけれども、それ以外には工事等の動きは見受けられていません。

続きまして、3点目でございます。福島原発事故の関係で、福島県の汚染土を県外に移して処分する計画があるという、これに対するどのような考えかというご質問だと思います。

平成23年3月11日の地震に伴います原発事故の放射性物質により汚染された廃棄物を安全に処理するための放射性物質汚染対処特別措置法などでは、福島県内で除染等により生じた土壌等は、中間貯蔵施設で一定期間保管した後、30年以内に福島県外で最終処分を完了させるため必要な措置を講じるということが国の責務としております。国は、これらの対象となる土壌等を約2,200万立方メートルと見込んでおりますけれども、これら全ての量を最終処分することは難しいというふうにしております。30年という時間によりまして、放射能濃度は4分の1程度に減衰するようでございますけれども、この大量の土壌等を減らして、再利用する技術を開発しつつ、放射能濃度の低い土壌等につきましては、一定の公共工事に限定して再生利用するという考えを国が示しております。

この計画につきましては、旭市の考えということですが、まず福島県の早期復興につきましては、これは当然望むべきことでございます。汚染土壌などが安全に処理される技術等が確立されるならば、旭市としても協力していく体制をとることは必要と考えております。ただ、今詳細が決定していない現時点におきまして、仮に旭市内において公共工事等に、この除去した土壌等を利用することを想定する場合、周辺住民の不安など、そういったものに配慮しなければならないため、大変難しいことかと考えております。

以上です。

○議長（島田和雄） 財政課長。

○財政課長（伊藤憲治） 私からは、大きな3番の消費税に関する質問の中でございました旭市の財政への影響についてお答えをいたします。

消費増税による本市の財政への影響につきましては、決して少なくはないというふうに考えております。

このうち支出の面につきましては、6月議会におきまして米本議員からの質問に対してご答弁申し上げたところですが、今のところ通年ベースで1億2,000万円の支出増加になるものと試算をしたところでございます。一方、収入の面でも消費増税に関連して増加が予想されるところでございますが、収入につきましてはまだ不透明な部分が多い状況にございます。

いずれにしましても、今後、年末にかけてまとめられる政府の予算案、あるいは税制改正の案、さらには地方財政対策、これらを注視しながら適切な財政運営に努めていきたいと考えているところです。

以上です。

○議長（島田和雄） 高木寛議員。

○9番（高木 寛） それでは、再質問をいたします。

まず、防災・減災についてということなんですが、旭市にはどのような種類のハザードマップがありますか。津波ハザードマップもよく見えていますけれども、ほかの種類はどうなんでしょう、それをお答えください。

そのハザードマップは、どのようにして住民に配布されていますかということですね。特に、行政区、集落、自治会、いろんな呼び方があると思うんですけども、それに参加されていない新しく旭市に転居された住民の皆さんへの対応、配布はどうなっていますかという質問です。よろしくお願いいたします。

○議長（島田和雄） 高木議員の再質問に対して答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（飯島 茂） では、再質問に対してお答えをさせていただきます。

旭市では、千葉県がシミュレーションいたしました海岸線におおむね10メートルの津波が襲来した場合の浸水範囲及び避難情報を表示した津波ハザードマップと、それから千葉県が指定した土砂災害警戒区域及び避難場所等を表示した土砂災害ハザードマップの2点を作成しているところでございます。配布方法につきましては、津波ハザードマップは区長を通じて全戸に配布しているところでございます。

また、新たに旭市に転入される方に対しても、住民登録の際に市民生活課の窓口においてお渡しをしているところでございます。

土砂災害ハザードマップにつきましては、市内を六つの図郭、区画に区分けして作成して

おりますので、対象となる地域の皆様に対し区長を通じて配布しているところでございます。区に加入されていない方への対応として、両ハザードマップとも市役所本庁、各支所、公民館等において配布しているほか、ホームページにおいてもお知らせをしているところでございます。

以上です。

○議長（島田和雄） 高木寛議員。

○9番（高木 寛） それでは、今現在は自治体に策定義務がありませんが、宅地の液状化の危険性とか、それから盛り土、造成地の場所、これを示すマップの整備が求められていると思いますが、液状化マップ、これは報道によりますと1,741市区町村のうち1,375の自治体では作られていません。366の自治体が策定しています。併せて盛り土、造成地のマップですね。これも539自治体で作っていないですね。これらの液状化マップ、盛り土造成地のマップ、旭市ではこれらのマップを作る予定とか計画はありますかということをお聞きしたいと思います。これは、住宅を新築するとかそういう時に、かなり非常に役立つ資料だと思うんですけども、その辺のお考えを伺いたいと思います。

○議長（島田和雄） 高木寛議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

都市整備課長。

○都市整備課長（鵜之沢 隆） それでは、高木議員の宅地の液状化の危険性や盛り土造成地の場所を示すマップの整備についてというご質問だと思いますが、都市整備課のほうからお答えしたいと思います。

宅地の液状化の危険性や盛り土造成地の場所を示すマップの整備については、市のほうでも確認をしましたところ、国土交通省に確認をしたんですけれども、議員おっしゃるように、1,741市区町村のうち1,375団体は未策定、作っていないということです。旭市として、マップの作成はどうかといいますと、この作成はしておりませんけれども、震災後に液状化対策に伴う市の調査結果、これをホームページへ掲載しております。また、窓口相談などでもそれを活用しているという状況であります。また、県のホームページによるハザードマップというのがございますけれども、この中にも液状に関する情報は掲載されております。

次に、盛り土造成地を示すマップについてでございますけれども、本市の盛り土造成地の活動崩落、地震の大きな揺れによって滑ったり崩れたりするということが活動崩落ということになるんですけれども、そういう崩落の対策に対して事前調査を行っております。その結果、該当する造成箇所はありませんでした。しかしながら、今後においても引き続き県と

連携をとりながら対応していきたいと思います。また、液状化マップと同様に、県のホームページでは、盛り土造成に関する情報も掲載している状況であります。

都市整備課からは以上です。

○議長（島田和雄） 高木寛議員。

○9番（高木 寛） 先ほど総務課長のほうから、2種類のハザードマップが作られているという回答がありました。それで、津波ハザードマップについて少し立ち入ってということでお伺いします。

東日本大震災では、旭市は千葉県内で最大の津波、7.6メートル前後がありました。このほど千葉県が策定した試算では、最大津波水位は16.9メートルとの想定が公表されました。それで、2011年に制定された津波防災地域づくり法、これは都道府県が行うべきと定められています。旭市ではこれへの対応はどのようになりますか、お伺いいたします。

○議長（島田和雄） 高木寛議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（飯島 茂） では、お答えをさせていただきます。

津波防災地域づくりに関する法律は、将来起こり得る津波災害の防止、軽減のため、ハード、ソフトの施策を組み合わせた多重防御による津波防災地域づくりを推進するため、平成23年12月に創設された法律でございます。

この法律に基づき、発生頻度は低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらす最大クラスの津波が襲来した場合の浸水想定区域を千葉県が作成し、平成30年11月に公表がされたところでございます。これによりますと、高木議員、今ご質問の中でもありましたが、旭市では最大で16.9メートルの津波が襲来することとなっておりますが、この高さの津波が襲来する箇所は、崖地である屏風ヶ浦での津波でございまして、飯岡漁港から西側の市街地における津波の高さは7.5メートルから8.8メートルとなっているところでございます。これは、これまで旭市が津波対策として進めてきた根拠となる平成23年に千葉県が策定した沿岸部におおむね10メートルの津波が襲来した場合の想定による津波の高さよりも低いものになっているところでございます。

そのようなことでありますが、今後、千葉県が市町村の意見を聞いて、津波被害から保護するため建築等を制限する津波災害特別警戒区域を指定できることとなっております。現在、作業が進められているところでございますが、意見照会があった場合は、住民等への影響を考慮しながら、県と協議を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（島田和雄） 高木寛議員。

○9番（高木 寛） 次の項目で、災害発生に対処する方策はということで、地域で生活している皆さんの中には、身体の不自由な方、子ども、高齢者の皆さんがおられますが、いつ誰が何をするかなど具体的な対応策が必要と思いますが、この辺はどうなっていますか、伺います。

○議長（島田和雄） 高木寛議員の再質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（飯島 茂） お答えさせていただきます。

自ら避難することに支障がある方は、あらかじめ避難支援者や避難経路等を決めておくなど、いざというときの避難行動を定め、それを地域において共有する、いわゆる共助が重要になるかと思います。

旭市では、平成22年に作成した災害時要援護者避難支援計画に基づき、平成24年に旭市災害時要援護者台帳を作成しております。この要援護者台帳には、障害がある方や要介護認定者、単身高齢者などの方から同意を得て、現在約1,600名の方を名簿に登録し、地区の民生委員及び消防本部においても、情報共有をしているところでございます。

なお、総合防災訓練、津波避難訓練時において、要援護者の避難を想定し、車両を利用した避難訓練も実施をしております。今後もこのような地域の共助を促すような意識の高揚を図るなど、さまざまな取り組みを行っていく必要があると考えているところでございます。

以上です。

○議長（島田和雄） 高木寛議員。

○9番（高木 寛） 先ほども課長のほうからお答えがありましたけれども、地域に自主防衛組織を作るということで、ぜひ共助の方法としてもあると思いますが、地域の人たちでできる方策を、民生委員だけにお願いするということではないと思いますが、具体的にこうすべきだと、そういう対応はつくられていますか。その辺をお伺いします。

○議長（島田和雄） 高木寛議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（飯島 茂） お答えさせていただきます。

旭市におきましては、自主防災組織の結成及び活動を推進、支援しているところでございます。そのために、自主防災組織についての必要性や市の補助金制度の紹介を広報あさひに

掲載するとともに、区長会の総会、避難訓練時等においてパンフレットの配布を行っております。平成28年度には、干潟小学校区内の5区において自主防災会が設立されたところがございますが、その後、新たに設立された事例はございません。今後さらにPRに努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（島田和雄） 高木寛議員。

○9番（高木 寛） 次の項目になります。災害後の復旧・復興に対処する方策はということで、備蓄状況は先ほど課長のほうから、3日分4万5,000食ですか。それと併せて、水の量も5,000人ですか。その避難者に対応する備蓄という状況は報告されました。ありがとうございます。

防災・減災についての最後の質問になりますが、災害予防のためには、大規模地震対策特別措置法ですか、これによる建造物の耐震化、特に学校をはじめ公共施設の耐震化とか、津波や山崩れの防御施設の整備、この辺はどのようになっておりますか、回答をお願いいたします。

○議長（島田和雄） 高木寛議員の再質問に対し、答弁を求めます。

都市整備課長。

○都市整備課長（鵜之沢 隆） 都市整備課のほうからは、公共施設の耐震化についてご回答申し上げたいと思います。

学校をはじめとする市有物件、市で所有している市有建築物の耐震化率につきましては、平成29年度末で92.5%となっております。

なお、大規模地震対策特別措置法についてですけれども、当該法律のほうの第3条第1項において、地震防災に関する対策を強化する必要がある地域、これを地震防災対策強化地域として指定すると規定をしておりますけれども、旭市はこの地域には指定されてはいません。しかしながら、近年の自然災害に伴う防災意識の高まりを受けまして、建築物の耐震改修の必要性が強く求められていますので、今後も庁内関係部署と連携の上、耐震化率の向上に努めて取り組んでまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（島田和雄） 建設課長。

○建設課長（加瀬喜弘） それでは、ご質問の避難所や山崩れの防護施設の整備についてのうち、建設課に係る事業についてお答えいたします。

まず、津波の防護施設の整備であります。千葉県が実施しております海岸の堤防のかさ上げ工事につきましては、大部分が完成しているところでございます。また、河川の開口部につきましても、整備を予定している10か所のうち既に2か所が完成しております。残りにつきましても、早期の完成を目指しているところでございます。

次に、山崩れの防護施設の整備であります。市内のその崩落の危険がある土砂災害危険箇所等につきましては、毎年、千葉県や旭警察署、NPO団体と合同で点検パトロールを行っているところでございます。また、平成29年度においては、道路のり面の構造についての点検作業と併せまして修繕計画を策定したところでございます。今後、これを基に修繕を行っていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（島田和雄） 高木寛議員。

○9番（高木 寛） それでは、大きい項目の次に移ります。残土・再生土・産廃等による埋め立て跡地ということでお伺いします。

先ほど課長のほうから、旭の埋め立て跡地の報告がありました。先日、新聞報道されましたが、市原市で起きた埋め立て土の崩落の事件がありました。旭市では、この産廃または再生土・残土で埋め立てられた跡地に、こういう崩落とか、そういう危険性のあるところはないでしょうね。それを伺います。

○議長（島田和雄） 高木寛議員の再質問に対し、答弁を求めます。

環境課長。

○環境課長（井上保巳） 再質問にお答えいたします。

新聞報道は、市原市のほうで埋め立て中の再生土、これが崩落したということで、これは県のほうの事務ということで、県で進行中の再生土の現場を、50か所ほどありまして、それを緊急点検したというような報道がございました。これに対しまして、旭市におきましては、土砂の埋め立て条例の許可基準の中で、埋め立て区域外への土砂等の崩落や飛散または流出等による災害が発生しないよう、構造上の基準を施行規則に定めてございます。

なお、埋め立て中につきましては埋め立て事業者が責任を持って、崩落等を防止するために必要な措置を講じなければなりません。また、事業が完了した際には、構造が適合しているか、それらの確認を市のほうで行ってございます。埋め立て完了後ということでありましたら、その事業地の崩落等の対策ということは、現在条例では特別な規定はございませんけれども、斜面等を埋め立てた箇所などにつきましては、大雨であったり地震が発生した後に

はパトロール等を実施して、現地確認を行うようにしてございますけれども、現在のところ崩落等が見られている場所はございませんでした。

以上です。

○議長（島田和雄） 高木寛議員。

○9番（高木 寛） 次の項目で、産廃の埋め立てです。例の旧海上町地先でエコテックが最終処分場として利用したところなんです、この場所です。地元住民との裁判結果、裁判が起こされて、その結果、平成22年9月9日に最高裁で決定されまして、県側が敗訴となりました。

そこで、確認になりますが、県からの許可取り消し文書、これはどこが保管していますかということ、そのことをまずお聞きしたいと思います。

○議長（島田和雄） 高木寛議員の再質問に対し、答弁を求めます。

環境課長。

○環境課長（井上保巳） 千葉県が株式会社エコテックの産業廃棄物処理施設設置許可申請について、許可しないとする指令書を交付したという通知であれば、これについては環境課のほうにおいて保管してございます。

○議長（島田和雄） 高木寛議員。

○9番（高木 寛） そこで、今の状況ですね。このエコテックが産廃の最終処分場だった場所、今この当該用地の原状回復とか、その辺の状況はどうなっていますか、お伺いします。

○議長（島田和雄） 高木寛議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

環境課長。

○環境課長（井上保巳） 先ほども少しお答えしましたけれども、現在、事業者が産廃の最終処分場設置許可申請に対する不許可処分について、環境大臣に不服審査請求を申し立てしておりまして、林地開発行為に係る復旧措置、そういったものについても申し立て期間中の猶予、これを千葉県により承認されているという状況でございまして、当該用地は当時のままの状況ということになっております。

以上です。

○議長（島田和雄） 高木寛議員。

○9番（高木 寛） 当該用地内には、県の所有地が3筆あると聞いております。この3筆の状況はどのようになっているか、これをご存じでしたらぜひ回答をお願いしたいと思います。

○議長（島田和雄） 高木寛議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

環境課長。

○環境課長（井上保巳） 3筆の県の所有地ということでございますが、実は銚子市の地先になりまして、3か所で4筆の県有地がございました。これらの土地の事業者への売り払いという問題でございますが、これについては平成12年当時、土地の所在地であります銚子市など、当然、当時の海上町もそうなんですが、処分に対する協議がございましたが、これには反対をしていたところでございますけれども、平成13年に所有権移転をされておりました、現在は個人の所有地というふうになっております。

○議長（島田和雄） 高木寛議員。

○9番（高木 寛） 次の項目で、福島原発事故による汚染土壌の後始末ということでお聞きしますが、先ほど少し触れましたが、千葉県内では、この汚染土壌、指定廃棄物というらしいんですけれども、千葉県内には3,710.9トン、これほどの原発事故で発生したごみが千葉県内にはあると。その内容は、ごみの焼却灰、稲わら、下水汚泥などですが、これほどの量がある。これらの汚染されたものが、旭市内にある埋め立ての跡地、特にエコテックが不服審査を申し立てているという回答がありましたが、こういう場所にこの指定廃棄物なるものが持ち込まれないか、この心配がありますよね。その辺はどうお考えですか、回答を求めます。

○議長（島田和雄） 高木寛議員の再質問に対し、答弁を求めます。

環境課長。

○環境課長（井上保巳） 放射性物質汚染対処特別措置法におきまして、濃度によって廃棄物の処理基準というものは定められておまして、8,000ベクレルを超えて環境大臣が指定したものが指定廃棄物ということでございまして、国が責任を持ってコンクリート構造の堅固な長期管理施設を設置するなど、適切な方法で安全に処理することとされているところでございます。

千葉県には、平成30年9月30日時点で、議員がおっしゃいました3,710.9トンの指定廃棄物が県内の9市18か所に一時保管されておまして、これらは最終的には、先ほど申しました国が県内に設置することとなる長期管理施設に集約して処理されるという予定になっております。千葉県におきまして、長期管理施設の設置ですが、有識者会議や市町村長会議など、こういった地元の意見、意向を踏まえまして、生活エリアに近い地域等を除外するなど、選定方法を決めまして、詳細調査候補地というものを選定していくことになっております。当地域、先ほどの跡地、埋め立ての産廃の処分跡地等に指定廃棄物が持ち込まれて処理される

ことはないものと考えております。

○議長（島田和雄） 高木寛議員。

○9番（高木 寛） それと関連しますが、また最近報道された内容によりますと、国は今、福島県にあるその汚染土ですか、2045年3月までに汚染土を中間貯蔵施設から福島県の外に移して処分する計画、これが報道されました。先ほどいろいろ、国が安全だという確認がされればということでありましたが、まさにその中間貯蔵施設から、国はよそのところに持っていくんだという計画を発表しています。

その辺でまた同じような質問になりますが、旭市のこういうところに持ち込まれないか。確かに安全だという宣言がされればそうかもしれませんが、あくまでも放射性物質があるので、長い間の人体への影響、環境への影響が心配されます。その辺で、旭市に持ち込まれないようにしてほしい。そういうことで、市としては国が安全だと言っても信じられない状況があるので、ぜひこれへの対応をどのようにお考えですか、伺います。

○議長（島田和雄） 高木寛議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

明智市長。

○市長（明智忠直） この問題については、もう5年くらい前からずっと市町村長会議でも検討しているところであります。この問題が提示されて、説明が、環境副大臣が来て何回も説明をするわけですが、この問題の協議に入りますと、口をきく市町村長が誰もいません。自分のところへ持ってきたら困るということを強力に主張する市町村長ばかりでありまして、このことについては恐らく国もそういった状況の中で、無理やりその土地へ何かをするということは絶対ないと、そのように思っているところでありまして、市町村長一丸となって、それは協議の結果でなければならないと、そのように考えておりますので、今のところ絶対旭市に来るということは考えられないと思っておりますので、よろしくお願いします。

○議長（島田和雄） 環境課長。

○環境課長（井上保巳） 少し環境課でご回答申し上げます。

まず、福島県内の汚染土ということでございましたら、これらの県外処分ということでございますが、まず、処分する場所については、一つは最終処分場と、それで最終処分場では処理し切れないということで、先ほど申し上げましたが、公共工事等に利用するという考えだというふうに思います。その上で、先ほどの旧海上地先の埋め立て処分計画の跡地というのは、あくまでも計画の跡地ということでございまして、最終処分場ではございませんので、

その場所に入るといことは考えられないものと思っております。

以上です。

○議長（島田和雄） 高木寛議員。

○9番（高木 寛） 次の大きい項目で、消費税に移ります。

消費税で、旭市の財政にどのような影響があるという質問をしましたが、課長の答弁がありました。

ここで税務課長に伺いたいと思いますけれども、今、払いたくても払えない税金の滞納者がおられます。この消費税が増税されたら、かなりの市民が生活に負担感が出ると思うんですよね。それで、滞納がより多くなる。そういう心配がありますけれども、税務課長としては、この増税という問題についてどのように捉えていますか。そのことを伺います。

○議長（島田和雄） 高木寛議員の再質問に対し、答弁を求めます。

税務課長。

○税務課長（石毛春夫） ただいまの高木寛議員についての滞納者の今後の対策ということで理解しております。ただ、今回の消費税増税に伴いまして、滞納者というよりも低所得者という形の観点からご説明させていただきます。

消費税増税に伴いまして、軽減税率制度ということが設けられております。これについては、日用品、酒類、外食を除くものについては従来どおり8%ということになっておりますので、それに伴いまして多少の影響はあるかと思っておりますけれども、そういった方々についての影響というのは、さほどないような感じだと思っております。

以上です。

○議長（島田和雄） 高木寛議員。

○9番（高木 寛） 消費税増税は中止せよ。この運動が、今全国で広がっています。この旭市でも、請願署名に取り組んでいます。そういう団体に私は入って頑張っているところなんです。例えば報道された秋田県三種町の町議会では、引き上げ中止を求める意見書を政府に提出しました。

そこで伺いますが、市長は国の政策なので述べられない、反対意見などあっても述べられないようなお話、回答をされました。

一つ例を挙げたいと思います。今、東海第二原発が問題になっていますが、今度の請願でも寄せられていますが、茨城県内で東海第二原発の再稼働反対を表明する自治体の首長が12人もおられます。これは国の政策である原発を反対だという表明をするんです。特に、東海

第二原発は40年も経過して、今度は再稼働オーケーというような規制委員会の回答がありましたが、そういう国の政策に対して、これらの12人の首長は、国の政策にもかかわらずきちんと反対の態度を表明しています。ですから明智市長にも、市民の生活を守る、そういう立場でぜひ反対運動の先頭に、またその反対の意思を明確に示してほしい。そのようなことを私は要望したいというふうに思います。国の政治政策だから仕方がない。そういうあまりにも気弱な姿勢では、やはり旭市民を守るという立場には立てないと思うんです。そのことをお伺いして私の一般質問を終わります。

○議長（島田和雄） 高木寛議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

明智市長。

○市長（明智忠直） 消費税の問題については、もう相当前から国での議論は進んでいるところでありまして、今回も8%から10%に上げるについては、2回ほど先延ばしになったというようなこともあります。

消費税については、今の日本の国の借金を次世代へツケを回さないという大義名分、それと社会保障が年々物すごい勢いでかかるというようなことの中で、税制改革、何かやらなければならないというような部分で、これまで検討して消費税の引き上げになったというように、私もそう理解をしているところでありまして、そういった部分で国の議論の中で、こういう結果に今つながっているわけでありまして、旭市がどうこうというような状況、市長として所見を述べるということにはつながらないのではないかと、そのように考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（島田和雄） 高木寛議員の一般質問を終わります。

◇ 有 田 恵 子

○議長（島田和雄） 続いて、有田恵子議員、ご登壇願います。

（7番 有田恵子 登壇）

○7番（有田恵子） 議員ナンバー7番、有田恵子でございます。

今回の一般質問は、全部で三つでございます。

一つ目は、旭市道路改良工事第58号及び第59号、一般競争入札についてでございます。一般質問を行う6人の議員のうち4人が、この公共工事の入札問題を取り上げております。私は、その4人目となります。質問は三つでございます。

一つ目、千葉県庁をはじめ多くの県内近隣自治体は、入札する事業所に対しては、設計額

と同額である予定価格をはなから公表するということです。ですから、入札者全員が迷わず最低制限価格で入札することになるということです。そうすると当然、くじ引きで落札者が決まるという運びになります。このシステムですと、公共事業の落札を独占する事業者があらわれることはありません。談合どころか情報漏えいのチャンスも、入札者には与えられることはありません。この流れ、このシステムが千葉県において、現在主流となっているそうでございます。

そこで、一つ目の質問でございます。旭市が入札者に対して、千葉県のようなシステムのように予定価格を事前に公表しないシステムをとることの理由について伺います。

二つ目、公共工事の入札の適正化ガイドラインが平成26年閣議決定されました。旭市がこの指針の中で、特に重要視しているポイントは何かを教えてください。

三つ目、今回マスコミにも2回取り上げられ千葉県警の調べも入っているというこの第58号、第59号道路改良工事についての質問でございます。それぞれの工事において、2事業者ずつがぴったり1円もたがわず市の決めた予定価格の土木掛け率7割を掛けたところの最低制限価格を当てて入札をいたしました。千葉日報の記事によりますと、財政課は特にこのことは問題なしと、しかも寄せられた談合情報も匿名だから問題にしないということでございます。12月2日、情報漏えいの罪で山梨県笛吹市の水道課の職員が2名逮捕されております。

市長に伺います。今回の情報漏えいの疑いのかかった入札について、財政課がマスコミに対して答えたように何の問題もないのですか。1億円以下の契約は副市長の決裁、1億円以上は市長ということですから、稟議が上がって最終決裁は市長ということですから、市長に伺いたいと思います。

次に、大きな質問事項の二つ目に入ります。

生涯活躍のまち事業者募集についてでございます。

昨日、夕方5時15分、事業者募集は締め切られました。参加表明した事業者は、市内3者、市外3者、合計6者でございます。さいころと同じ確率6分の1で、指定事業者が審査にかけられて年末に決まるということでございます。それに関して四つの質問をいたします。

一つ目、6者の中から選ばれし一つの事業者に補助金が丸々5億円提供されることについて伺います。5億円の財源は、積立金からということですが、税金には違いございません。一事業者に5億円をあげてしまうということに対して、私は正直、納税者、市民として違和感、不公平感がぬぐい切れません。同じ税金5億円を使うのであれば、市が自ら5億円を当初に投じて、1万600坪の敷地のインフラ整備をしてから事業者を募るべきではな

いかと個人的に考えております。この件に、私はこの考え方に関して説得力のある説明を市長に求めます。

二つ目、補助金対象の道路・下水道インフラ整備が完了した後、肝心の生涯活躍のまちのための施設の整備の着工が見込めないような状態が発生した場合の補助金返還について伺います。これは仮の話ですけれども、例えば平成31年から33年までの間に施設の整備を実施したとして、敷地の半分しか使わなかったような場合、半分の敷地のインフラ整備に投じた補助金は返還しなくてもいいのでしょうか。あるいは、もらい得となってしまうでもいいのでしょうか。この辺の話でございます。

三つ目、事業者の提案した施設の建設着工と完成時期はいつと指定していますか。また、その工事の範囲は3.5ヘクタール、1万600坪。全部の敷地に及ぶことが条件であると考えてよろしいでしょうか。その辺の具体的なところを教えてください。

四つ目、生涯活躍のまちの構想は、市長の公約の一つと言われています。施設の供用の開始は、募集要項には平成34年と書かれてはおります。市長の任期を超えてしまいます。そのことの責任はどうなっているのか市長に伺います。また、ついではすけれども、この事業は20年かけて人口を増やすというようなことが目的で完成させるということでございますが、その間のメンテナンスとかいう責任の問題は、市が実際にこれはとれるものなのでしょうか。20年も勤務する人はいませんよね、これから。ここにいらっしゃる人は皆いらっしゃらないと思いますよ。そういったことで、甚だ疑問があります。この点についても詳しく伺います。

質問事項の三つ目、最後でございます。道の駅株式会社季楽里あさひについてでございます。質問することは三つでございます。

一つ目、建物・土地の使用料についてでございます。建物・土地は市が税金12億円を投じて造ったものでございます。市の所有物件ということでございます。減価償却費は、年間4,700万円、月額ですと390万円、使用料とか家賃の算定というのは、一般的に言いますと建物の減価償却費から割り出されるものでございます。現在、使用料、家賃は幾らでしょうか。

二つ目、道の駅季楽里は、第三セクター、株式会社の運営となっております。大株主旭市への株式の配当と利益配分について伺います。

平成29年度株式配当は幾らでしたか。そもそも企業は、利益3分割の法則に従って運営するものでございます。この辺りの利益配分、具体的にどうなっているか伺いたいと思います。

最後になります。三つ目、株式会社季楽里あさひの社長である市長に対して伺います。道の駅という企業の利益に対する考え方。同時に、大株主である市を構成する市民に対しての

利益に対する考え方。この2点、お伺いしたいと思います。

以上で、1度目の質問を終わらせていただきます。席上で2度目の質問をいたします。

○議長（島田和雄） 一般質問は途中ですが、11時20分まで休憩いたします。

休憩 午前11時 7分

再開 午前11時20分

○議長（島田和雄） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き、有田恵子議員の一般質問に対し、答弁を求めます。

明智市長、ご登壇願います。

（市長 明智忠直 登壇）

○市長（明智忠直） 有田恵子議員の一般質問にお答えをいたします。

私のほうからは大きな2番目、生涯活躍のまち事業者募集についてのうちの4番目、市長の公約の一つと言われるが、供用開始は平成34年ということで、市長の任期が超えてしまうのではないかとということでお答えをしたいと思います。

この構想は、旭市の特性、強みを生かし、人口減少、少子高齢化に歯止めをかけ、そして元気な高齢者だけではなく、子育て世代をも呼び込み、若者にとっても魅力のあるまちづくりであり、将来の旭市を見据えた大事な構想であると認識しているところであります。

任期を超えているがということでもありますけれども、この構想は総合戦略にも重点戦略として位置づけられ、ぜひとも実現させたいと、強い思いと同時に継続性が重要であるという考えから、策定当初から実現に向けて取り組んできたところであります。現在のところ、私自身の去就については何も分かっておりませんが、仮に終了だとしても、将来の旭市のために必要な構想であると考えておりますので、私の意思を継いでくれる方に後任になっていただきたい。そんなような思いで、この構想を実現するために現在取り組んでいるところであります。

次に3番目、道の駅季楽里あさひについて、季楽里あさひの社長である市長の道の駅という企業の利益に対する考え方ということでもあります。

道の駅は当初、旭市がこれだけ農業産出額あるいは漁業のまち、そういった部分であっても、旭市の存在を全国的に知っている人が少ない。少しでも多くの人に旭市の存在感を分か

ってもらえるようなために、農水産物を利用し、あるいは中央病院とも、来た方々に道の駅を分かってもらおう。そんなような思いで、この道の駅は建設をしようということで始まったわけであります。そして、そもそも道の駅は駐車場、トイレが整備された道路利用者にとっての休憩施設でもあり、公益性と収益性が混合されている施設であります。

目的としましては、先ほど申し上げましたように、旭市の農畜水産物の販売の拠点としての集荷販売をし、食の郷あさひをPRすること。観光情報の発信と周辺施設との連携による東総地域としての集客施設になるような交流の郷あさひを深める。そしてまた、新たな雇用創出の場となること、災害時の防災拠点となることなど、多くの役割が期待をされているところであります。会社ですので、利益を追求することは当然であります、市と民間企業が共同出資して設立した第三セクターであります。第三セクターは、企業性と公共性を併せ持つものであり、旭市の産業の振興、雇用の確保など、公共性が高いものでありますので、ただ単に利益を追求すべきものとは考えておりません。

以上です。

○議長（島田和雄） 財政課長。

○財政課長（伊藤憲治） 私からは、大きな1番の道路改良工事の入札に関するご質問のうち、（1）と（2）についてお答えをいたします。

まず、（1）のほうの予定価格を事前に公表しない理由というご質問でございます。予定価格ですとか最低制限価格の公表につきましては、国の通達等の中で事前公表することにより、その価格が目安となって適正な競争が行われにくくなることや、適正な積算を行わずに入札を行った業者が受注するなどの弊害が懸念されることから、事前公表を取りやめるよう示されておまして、旭市においては事後公表としております。

ご質問のその次にあります事務の指針ですね、その中でもやはり事後公表ということがうたわれているところでございます。

お答えを続けます。（2）のほうでございます。ガイドラインの中で重要視しているポイントは何かというご質問でございました。三つ大きなものを申し上げます。一つには予定価格の適正な設定、二つとして歩切りを行わないこと、三つとして最低制限価格を適切に設定すること。この三つ、これを重要視しているところでございます。そのほか、適切に設計変更を行うこと、こういったことも重要視しているポイントでございます。

私からは以上です。

○議長（島田和雄） 副市長。

○副市長（加瀬正彦） それでは、今の入札制度の（３）で、今回の第58号、第59号の工事において、２者が予定価格という記述があるんですけれども、これは最低制限価格であろうかと思しますので、それでお答えしたいと思います。

まず、最低制限価格での入札につきましては、国や千葉県の積算基準の多くが公表されておりまして、入札参加業者において、より精度の高い積算が可能になってきているという、そういうことがまずありますということでございます。

それと、談合情報の件でありますけれども、談合情報対応マニュアルというのが市にあります。これに基づきまして、公正入札調査委員会という会、これを開催いたしまして、実際には調査に値しない談合情報であったということで、予定どおり入札を執行したものでございます。その処理には問題がないものと考えております。

私からは以上です。

○議長（島田和雄） 企画政策課長。

○企画政策課長（阿曾博通） それでは、私のほうから、まず最初に生涯活躍のまちの事業者募集要項のうち、市の税金から指定事業者に５億円の補助を支給することについてということでご質問があったと思います。何か先ほどの質問の中で、６者が応募したとかとありまして、きのう私は木内議員の質問の中で答えたのは５者ということで、個別対話に参加した業者数をお答えしております。

それでは、ご質問のほうの回答に行きます。この構想は、地方創生の観点から国の推奨する政策でございます。本市においても、人口減少、少子高齢化が進展していく中で、人口減少に歯止めをかけ、市を活性化させるそのために、市の宝でもある旭中央病院を活用し、持続可能なまちづくりを行うことが急務であるということで考えております。実現に当たりまして、民間活用を予定しておりますので、将来の旭市を見据えて重要な政策でありますので、計画地に誘導するための農振除外をはじめとした土地利用や補助金の交付など、民間の参画しやすい環境づくりとして、ハード、ソフト両面から支援をしていく必要があると考えております。このことから５億円の補助を決定したものであります。

それで、２番目といたしまして、着工が見込めない事態が発生したらという仮定の話でございましたが、市から補助金を受ける場合、指定事業者となるべく市に対して申請をし、市から指定されなければなりません。その申請する際、事業計画書として資金計画やスケジュール、実施体制、土地利用計画図等を提出していただきます。提出された事業計画やスケジュールどおりに進捗していない場合には、事業の円滑な進捗と遂行を図るために、旭市生涯

活躍のまち形成事業事業者指定要綱及び旭市生涯活躍のまち形成事業費補助金交付要綱の規定では、必要な指示を行い、報告を求め、これらの命じられた措置を講じない場合は、指定事業者の指定を取り消し、補助金の返還を命ずることになります。また、申請時に提出した書類の内容に変更が生じた際は市長の承認を受けなければならない、承認が受けられない場合には、同様に指定事業者の指定を取り消し、補助金の返還を命ずることになります。

続いて3番目ですが、建設着工、完成の時期はいつかということでございました。募集要項に記載のとおり、設計、造成、建設の期間は平成31年度から33年度まで、また供用開始は平成34年度を予定していることになっております。基本的には、これに沿ったスケジュールを事業者から提出していただくことになります。ただ、最優秀提案者に選定された業者とその後の協議の中で、事業計画書の作成協議を通じて、スケジュールの多少の変更があることもあり得るかというふうに考えております。

それと、メンテナンスということでございました。それにつきましては、事業者募集要項の3ページにございますけれども、事業方式として、本事業は、事業予定者が旭中央病院の隣接地である民間所有の計画地を購入または賃借により確保し、開発に必要となる周辺インフラ整備等を施した上で、本事業施設の整備運営をするということになっておりますので、メンテナンス等におきましても、事業者のほうでこれは行われるということで理解しております。

続きまして、道の駅のほうです。建物・土地で家賃のほうが幾らかということでございました。平成30年度の月額50万円で年額は600万円ということでございます。この金額の算出根拠でございますが、平成28年度の施設管理に係る経費の実績から算出しております。

続きまして配当額です。平成29年度決算における配当は、平成27年10月の開業以来、3期連続黒字でありまして、今回初めて株式配当があったところであります。1株当たり1,000円で、旭市の持ち株は615株ですので61万5,000円の配当となっております。

私のほうからは以上です。

○議長（島田和雄） 有田恵子議員。

○7番（有田恵子） 1番目の質問ですけれども、予定価格を事前に公表しない。ガイドラインに沿ってやっている、国が出したガイドラインに従っているということですが、それによって千葉県のあるところ、自治体が改善を重ねて今に至るということですので、今回のようなマスコミに載ったような話がありますから、千葉県とか近隣の採用している予定価格公表というシステム、これは何が何でもやらないということでしょうか、旭市は。

○議長（島田和雄） 有田恵子議員の再質問に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（伊藤憲治） 予定価格の事前公表を何が何でもやらないのかというご質問でございます。

最初のご質問にもありましたとおり、県は事前公表しているという部分もございます。あるいは近隣の自治体でも、事前公表しているという団体もございます。

ただ、この事前公表の取り扱いにつきまして、少しこれまでの経緯というものを調べてみました。その事前公表というのが始まったのが平成12年ころでございました。その後、事前公表することによりまして、同額で全て入札するというような事態も起きまして、入札ということに本当になじむのかどうかということで問題視された時期もございました。それを受けまして、平成18年くらいからは事前公表の取りやめというのが促されたという経緯がございます。旭市におきましては、昔から一貫して予定価格につきましての事前公表はしないということで貫いてきたところでございます。

したがって、今後も旭市におきましては予定価格を事前に公表するということとはしないという形で考えております。

以上です。

○議長（島田和雄） 有田恵子議員。

○7番（有田恵子） そうしましたら、今回のような事件というか、こういうことが起こって、再発防止について、今の見解でしたら再発防止のチャンスというか、やる余地がないというように感じましたけれども、断固としてそれを今おっしゃった課長の貫くということで、再発防止検討会はしないんですか。

○議長（島田和雄） 有田恵子議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

副市長。

○副市長（加瀬正彦） 再発防止ということでございますけれども、昨日の一般質問の中でもお答えしたとおり、最低制限価格の関係は、今一定の率で定められているところ、それをそれぞれの項目ごとに率を掛けて多少細かく出していくという形になろうかと思っております。そのための規定の改正をして、来年の4月1日からは、そういう形で臨みたいということで考えていると答弁させていただきました。

○議長（島田和雄） 有田恵子議員。

○7番（有田恵子） 今回の件は、第58号、第59号と2者が、これはそろいもそろって2者が

同じ金額で出してきたというようなことで、それで情報が事前に寄せられて、そのとおりにまたなったというような極めて奇異な話なんですけれども、それを何とも思わなくて無視するというような形をとっておられるように今見受けられましたけれども、1万円以下は単位は削られてやるわけなんですけれども、9,000万円、実際の価格、第58号に関しては9,163万円、2者が同じ金額で出している。この確率でいうと、1者だけでも、この1万円以下を省いた、除外して確率を計算したって、10の6乗分の1。そして、これは2者がぴたっと合いますから、10の6乗分の1掛ける10の6乗分の1というふうになってきましたら、1兆分の1というようなことになってくるんです。これは、偶然とかそういう問題ではないということ認識していただきたいと思うんですけれども、こういった確率、数学的な、学校の先生おられますけれども、そういうことを考えた場合、おかしいという感覚はないですか。その当たった業者が、この落札のところにまで行っているというような話、気持ち悪くないですか。どなたでもいいです。

○議長（島田和雄） 有田恵子議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

副市長。

○副市長（加瀬正彦） きのうちからずっとこの問題にお答えしているわけでありまして、確かに国・県、これは工事を発注した後に単価表等を公表しているという状況があります。

そうしますと、今県内で、昔でいえば赤本というものがあって、それに基づいて積み上げて事業費というのは算出されていました。それが今、パソコンで条件を入れてメーター数等を入れると、その工種に沿って金額がみんな出てくるということも実際に聞いております。そうすると、県が公表している単価というのが、そのまま掛け算になってしまうのかな、そういう思いはあります。ただ、なぜと言われましても、ここの金額で出されてきている。現実には、さらに低い金額で入れて失格になっている業者もあるという状況を踏まえたと、確かにこうやって数字が出てきてしまうのはどうかなというところもあります。

ですから、そのところでは、きのうも申し上げましたけれども、じゃ、事後の公表はしていきましょう、より明らかに数字を出していきましょうという、そういうお答えをさせていただいているところでありますので、この疑問に思うところ、確かに何でと思うところはあります。ただ、じゃ、それが全ておかしいのかということというのは絶対的ではないので、その辺も踏まえて制度の改正をしていながら改善していきたいと、そういうことをお答えしている状況であります。

○議長（島田和雄） 有田恵子議員。

○7番（有田恵子） ちょっとおかしいなと思うところはあるとか、本気でそういうことを副市長は思っておられるんですかね。私は、この1兆分1なんていう確率、偶然とか偶然の中とか、たまたまとか、そういう言葉というのは絶対出ませんけれどもね、冗談でも。

先ほどもちょっと申し上げました12月2日、笛吹市ですか、あそこの逮捕された。もう大騒ぎになるんです。そういったことは鑑みて、ちょっと前のこの入札の直後にあった広域のごみ処理のあれもそうですね。またあそこも同じことが起こっているんです。二つの事業所が同じ価格を出してきた。ぴたっと出してきたということもある中で、そういうのはもうどうでもいいんだ。1兆分の1になろうとどうでもいいんだ。うちのうちでこうやる。なぜ検討会議、変だったと思うんだったら、きちっとしたそれをやっていただいて、ガイドラインはガイドラインですよ。ガイドラインがあってもおかしいことがあるから、千葉県とか香取市とかいろいろありますけれども、それが改正に改正を重ねて今にあるわけですから、なぜ旭市だけがこういうことで、頑固として、またこれは多分起こると思いますよ。起こると思いますよ。これは、同じ業者が出てきているんですよ。名前は言いませんけれどもね。同じ業者が、やっぱり落札のところまで来ているんですよ。これを何とも思わないかという、不公平ですよ。私が、例えば事業者としましたらね。

ちょっと先ほどのを訂正します。生涯まちの2者、3者とかありましたでしょう。あれよくチェックしてくださいよ。課長、きのうの5時15分と言いましたけれども、5時15分、入っていますよ。市内3者、市外3者、それはちょっともうこれでいいですけども。この話はどうでもいいですけども。

○議長（島田和雄） 有田恵子議員、質問ですけども、（2）のほうの質問、再質問からお願いしたいんですが。

○7番（有田恵子） すみません。ちょっと思い出したんで。そういうことです。

この私が何回もしつこく言っていますけれども、是正措置、再発防止、こういうような疑い、新聞社、警察も入ったというようなことがあったわけですから、こんな簡単に済ませるつもりですか。財政課長でも副市長、どちらでもいいです。市長でもいいです。

○議長（島田和雄） 有田恵子議員、今の質問ですけども、（1）のほうはもう4回終わっています。

○7番（有田恵子） 終わります。2番。

○議長（島田和雄） 2番、ガイドラインのほうですけども。

○7番（有田恵子） はい、ガイドラインです。

○議長（島田和雄） 有田恵子議員の再質問に対し、答弁を求めます。

副市長。

○副市長（加瀬正彦） 旭市だけが何か特別なことをしているような、そんなイメージでお話しされているんですけども、現実には国・県の制度改革に従って、例えば契約の約款であるとか、細かな改正は随時ずっと行っています。ただ、最低制限価格というのは、今、県の最低制限価格の算定方式でいきますと、現実には最低ラインが引き上がる。ということは、税金を余分に使うという状況があった中で、いろんな過去の議論を踏まえた中で、そのところは今やると、現実には工事が何本かできなくなってしまうとか、そういうこともあって、できるだけ税を有効に使うという観点から、そういうところもあって、今の制度のままで来ているというのもあると思います。今回は、より複雑になっていくのかという、その率で今度最低制限価格を算定しますということで、それは規定を改正していきたいと。

あと、たまたま今回はこれが寄せられたということで、今質問を多く受けているわけですが、現実にはその中で失格者があったり、最低制限があったり、より多く。あと、事業者もそれぞれ個々に事業を請け負える体制というのはあると思います。現実には小さな事業者が、例えば3本、4本受けてしまったら、それ以上はもう人がいなくて受けられないとか、自分がやっぱりこの地域で取りたい。過去の実績をつくりたいとかいろんな思いがあって、そういう受注につながっていると思いますので、全て一言でこれはおかしいと言ってしまうと、それはそれぞれの考え方の中であると思いますけれども、それだけではないと思っています。みんなそれぞれ当然、事業を進めていく中でやりたいわけです。受けられる体制があるかどうか、きちんと事業所を維持しているだけのもうけが出せるのかとか、いろんなことを考えた上で札を入れていると思います。

ですので、見ていただければ分かると思いますけれども、最低制限、それから失格になっている、それからそれよりちょっと違った数字で入っている。ただ、そういったところも含めて相当の精度で積算は今できているんだろう。その思いは私どもも持っておりますので、そのところも踏まえて、今回はまた制度改革をしていくということでもありますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（島田和雄） 有田恵子議員。

○7番（有田恵子） 今、2回目、3回目……

○議長（島田和雄） 3回目です。

○7番（有田恵子） 第58号、第59号の工事についての3回目……

○議長（島田和雄） （２）の、今再質問をされたということで、今度３回目の質問に、（２）番目ですよ。

○７番（有田恵子） 公共事業の入札の適正化を図るガイドライン、このガイドラインについてなんですけれども、これは国の指針、閣議決定ということで国の指針でありますから、各自治体によって違うことがあるはずなんですよ。だから、その問題が起こったというか、今回これは問題だと思いますよ。

私は６年ぐらい前に、一市民として議場を見学したことがございまして、その時たまたま、たしか高橋利彦議員だったかな、３回連続同じ事業者が落札したとかというような話を上から聞いていたことがあるんです。物すごく奇異に感じましたね。３回連続同じ事業者が落札した。これは、担当課長が何か偶然ですなんておっしゃっていましたね。

それで、きのうの木内議員の質問の中で、上位５者とかいう話、落札した金額とかというような話でありましたけれども、木内さんじゃなくて林さんでしたかね。この７割近くが１番に、上位ナンバーワンを取った人が７割近くやっているようなこと、これちょっとおかしいこと、そういうような話、正確ではないけれども、そういうことが起こること自体がおかしいと担当課が思わないのかと。そういう指摘があった場合に、今回もそうですね。それは昔の話でいいですけども。

これは何回も言うんですけども、うまく得意の発言で逃げておられるみたいですけども、確率の問題からいうと、本当にこれは千葉市なんかの話を聞いてみますと、なかなか落札に入れないという話があるんですよ。同じ業者が何回も入れるなんていうことは、ほとんどないという話は聞いております。その辺について、変だなと、おかしいなと思われませんか。

○議長（島田和雄） 有田議員に申し上げたいと思いますけれども、通告の内容に沿って質問をお願いしたいんですが、ただいまの質問につきましては、（２）のこのガイドラインにおいて、旭市が特に重要と考えていることについてというような質問だったと思います。今の質問が、それに沿ったということでよろしいでしょうか、ただいまの質問ですけども。

（発言する人あり）

○議長（島田和雄） それでは、有田恵子議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

副市長。

○副市長（加瀬正彦） それもそれぞれの努力の結果ではないか、そのように思います。

何も無いことを証明しろというのは非常に難しい話であって、これは悪魔の証明と言われ

ているそうでありますけれども、それはこの場でそれを聞かれても、私はなかなか説明できないと思います。

○議長（島田和雄） 有田恵子議員。

○7番（有田恵子） 3回目……

○議長（島田和雄） 今度4回目です。

○7番（有田恵子） 談合とか情報漏えいとかを禁止するためにガイドラインというものがあるわけです。誰が情報を漏らしたとか、誰が談合にかかわったとか、犯人探しというようなことになった場合、この担当、一つの工事がある場合は担当課、例えば中学でも何でもいいです。その担当課、そして担当課の契約班、班長、そして財政課、副市長、市長と、こういうふうには、これ5か所なだけけれども、人間は実際は入札はパソコンですから、現実的には事務担当者が、全部値段が、価格が分かっているわけ。そういう中で、全部調べて何かあったときには、おかしいなと思ったときには、全部調べていくという体制はないんですか。ほったらかしみたいな感じがするんですけれども、勝手にマスコミが入って、勝手に警察が入った。しかし、中で対処したということはないんですか。今おられる方ばかりじゃないですよ。担当のところまで全部値段、価格を知っているはずでございますからね。その辺、お互い牽制して、みんな調べていくというシステムはとっていないんですか。

○議長（島田和雄） 有田恵子議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

副市長。

○副市長（加瀬正彦） 職員を束ねる立場ということで、お答えしたいと思います。

まず、職員を最初から疑ってかかるのかと、そのように聞こえてしまいましたので、そういうことはまずありません。それぞれ確認をとって、ないという、その責任者からそれぞれ言葉をもらっているわけであります。

そういう中で、公務員についてはきのうも申し上げましたとおり守秘義務というのが課せられています。それは非常に重いものであります。そこを踏まえて、きちんとみんな事務を執行している。ですから、先ほども申し上げましたけれども、何もないことをさもあるような形で証明する。それはできません。ですから、きちんとそれぞれの長、責任を持ってきちんと事務を執行している。それだけは言わせていただきたいと思います。

○議長（島田和雄） 有田恵子議員。

○7番（有田恵子） それでは、大きな2番に移ります。

先ほどもちょっと申し上げましたように、1番についてなんですけれども、5億円という

一市民から見たら大変なお金で、何でこんな一つの事業者、選定された人に5億円丸々あげるよな、土地1万坪買うということですよ。そして、近隣のその土地の値段で買い取っていくようなことなんですけれども、造成費ですよ、5億円。これは大きな金額で、農振を外してもらっただけでも十分じゃないですかね。それを何か5億円を奪い合い合戦じゃないかというような感じがしてしまうので、先ほど申し上げましたように、市が5億円の税金を投じてインフラ整備、真っ平らにきちっとして水道を入れてというような発想、そしてそれを使って土地を買うなり、何にするなりというような形をなぜとれないのか。別にそれは結果的には同じだと思うんですけれども、その辺、お分かりいただけますかね。見解を求めます。

○議長（島田和雄） 有田恵子議員の再質問に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（阿曾博通） この辺の質問は、9月議会でもたしかあったと思います。その際お答えしましたが、仮に市でインフラ整備を直接行った場合には、市で策定している各種計画等の変更や、県と連携して策定している污水適正化処理構想との整合性を図るなど、長期にわたってこれらの変更の期間を要することが見込まれております。ですので、民間が直接ここは開発したほうが早くできるんじゃないかということになっております。

民間にインフラ整備を行ってもらう理由としまして、例えば市が事前にその民間事業者が提案してくる計画が決まらないうちに、市が例えば先に計画を作って、ここにこういうふうな道路を造って、ここに水道を引いてというふうなことをやりますと、それは事業者の方が提案するときに、逆に足かせになってしまう部分もあるんじゃないかということは、この前も説明したとおりでございますので、要は提案する事業者がやりいいというのは、自分のレイアウトを生かすところに道路を配置していくとか、そういうインフラ整備です。

5億円が単なる造成費で5億円というように有田議員は言っていますが、これも前にも言っていますけれども、造成費、そのほか道路整備、上水道の整備、下水道の整備で、合わせて市の積算では約5,500万円近くになりますけれども、そういう積算に基づいて、その事業が補助対象事業ですよということになっておりますので、ただその5億円が余ったかのようになって、事業者がそれをもらって違うものに転用できるかというようなちょっと誤解を生むような言い方なので、そこはちょっと違います。インフラ整備に充てるお金なので、これはインフラ整備に最初にとにかく当たってしまいますので、単なる補助金みたいなものではございませんので、よろしくお願いします。

○議長（島田和雄） 有田恵子議員。

○7番（有田恵子） 民間がしたほうが早いということですか。市がしたほうが遅いとかいうようなことですか。私は、これは逆だと思いますね。

ちょっと想像していただいたら分かるんですけども、1万600坪、3.5ヘクタールのほうが分かりやすいかな。例えば、特別養護老人ホームを一つ造るのに、我々、1,000坪要るんです。1,000坪、駐車場を入れて。そうすると、1万600坪ですから、10個できるわけ。建物でいう、施設でいうと10個できる。これ一つ造るのでも大変なんです。15億円から20億円かかるんです。

という話で、幾らグループを作って組んでジョイントベンチャーでやろうと大変なことです。特養10個分造るような感じになってしまうわけですね。その下地の問題を今ちょっと、インフラ整備の話は今しているわけですけども、要するに全部一帯できるのかいう、全敷地大変なあれなので、そうすると、インフラを先にやってしまったほうが楽というか、民間にしても楽だと思いますよ。これちょっと反対だと思いますね。だって、その10個分を造る言うたって、1個か2個ぐらいしか実際は造れないようなことになった場合に、どうなるんですかということを聞いているんです。インフラ、そうしたら残ってしまうじゃないですか。あれのが、田んぼが。そういうこともあるからということなので、その辺をちょっと聞いているんですよ。仮の話なんですけども、想定してしまうんですよ。そんな簡単にいかないと思います。課長がおっしゃるような。いかがですか。

○議長（島田和雄） 有田恵子議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（阿曾博通） 旭市で計画している生涯活躍のまちは、特養だけのものではございませんので、いろいろな安心機能であったりとか、交流機能であったり、暮らし機能であったりということで、いろいろな施設が造られる。そこに一つの拠点のまちがつくられるということでイメージしておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（島田和雄） 有田恵子議員。

○7番（有田恵子） 私は、納税者として心配しているのは1点だけです。これに対して、生涯のまちを反対しているわけでは全くないんですよ。全くないですよ。むしろ賛成かも分からないです。

ただ、その敷地のインフラ整備の5億円に関して言っているわけです。31年から33年の間で施設ができ上がる、着工してでき上がるというようなこと、募集要項では要求はされていますけれども、現実にはそうならない。今、銀行融資ってそんなに簡単にはおりませんよ。お金

がじゃぶじゃぶありまして、なかなかおられない。そんな中で、今、民間の企業、もうかっていない企業がやるなんていうことは絶対できないですし、じゃもう物すごくもうかった企業ができるのかというのは、ここの募集に参加できるのは、そういったすごくもうかっているような企業でないとできない話の中で、そんなすいすい全部一発にやってできる人、下もできる。じゃ、5億円もらってぱっと整備できる。いるのかなという、お手並み拝見ということになりますけれども、もしもという仮定のところで、先ほど申しましたような半分残ってしまったインフラ代もらった。そして、半分しか、例えば今、仮の話をしましたよね。10個の特養の分がですよ。特養じゃないですけども、何でもいいんですけどもできたと。1個しかできなかった。中央病院用のホテルしかできなかったとかというような話があって、あとはほったらかしと。しかし整備はしてしまったというようなことが起こった場合に、これも考えられるわけです。

そうすると、応募したあとの4者、5者の全然違うものができ上がるというようなことで、反対というか不満が出ませんでしょうかね。落選した人たちの。その辺、仮の話なんですけれども、どういうふうに対処するかということをお聞きしたいんですよ。

(発言する人あり)

○7番(有田恵子) 分かりにくい。簡単に言いますと、本当にすごい話なんですよ。1万坪の上いろんなことをするということが自体がね。具体的に言いますね。31年から33年に着工して、できないって。そのケース、下の敷地は先にやってしまった。インフラね。5億円もらってやってしまった。あとほとんどがらがらに残って。それに対して返還しなくていいという見解をお持ちですかと、こういうことです。

○議長(島田和雄) 有田恵子議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長(阿曾博通) 5億円については、運営を20年間やってくださいということでお願いしていますので、補助金交付してから20年間経過しないと返還の対象となります。

以上です。

○議長(島田和雄) 一般質問は途中ですが、昼食のため午後1時10分まで休憩いたします。

休憩 午後 零時 8分

再開 午後 1時10分

○議長（島田和雄） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き有田恵子議員の一般質問を行います。

有田恵子議員。

○7番（有田恵子） 生涯のまちの最後の質問とさせていただきますが、4番として、供用開始が34年とございます。ということは、31年から33年の間に生涯まち用の施設が完成しているという状況の中で、34年から供用するということで、その時のその下のインフラ補助金で整備されたものが、全体が埋まらなくても補助金はそのままにしておく。渡したままという解釈でいいですか。これが最後の質問です。

○議長（島田和雄） 有田恵子議員の再質問に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（阿曾博通） ただいまの質問ですが、5億円につきまして、全員協議会の際にもご説明申し上げましたけれども、カラーで図面があつて、仮にここに道路をやったとしたら何メートルで、ここにこういう水道のルートがあつて、下水道のルートがあるとか、赤とか水色の線で示したやつをお示しして説明いたしましたけれども、そういうインフラ整備をやっていくと、市の積算では造成に1億4,000万円余り、道路で2億5,540万円、上水道で6,110万円、下水道で9,090万円という形で、合計で5億4,760万円ほどの積算になっておりますと。ですけれども、民間のほうで工事を安くできるんじゃないかということで、5億円という積算でこの補助金額を決めましたということで、説明したとおりでございますので、インフラ整備をした段階で、その5億円の補助金は使い終わってしまうということになっておりますので、それが上物のほうに回るとか回らないとかという話に、そもそもがなっておりませんので、よろしくお願いいたします。

○議長（島田和雄） 有田恵子議員。

○7番（有田恵子） 道の駅季楽里あさひに移ります。

使用料、29年ということで、月額50万円になったということなんですけれども、今後のそのお家賃、これで固定ですか。それとも収益によってもうちょっと上げて固定にしていくのか、その辺のところをお伺いします。

○議長（島田和雄） 有田恵子議員の再質問に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（阿曾博通） この家賃ですけれども、算定はあくまでも、道の駅全体の建物

はございますよね。建物の中で、株式会社季楽里あさひのほうで使用しているあの店舗部分がございますよね。その積算と全体を管理していただくということの差額で剰余が出るということで、それを積算根拠としておりますので、基本的には収益は関係ございませんが、仮にもし、仮にの話ですけれども、道の駅の収益が何らかの理由でぐっと悪くなっちゃってというときには、それは引き下げることができるというような規定になっておりますので、下がるほうもあまり想定されませんけれども、固定ということでもなくて、そのやっている業務内容によって変わってくということでありましてけれども、基本的にはこの金額で当面行くんではないかというふうに推定しております。

以上です。

○議長（島田和雄） 有田恵子議員。

○7番（有田恵子） よく分かりました。契約というのは、資本主義の社会で自由ですから、契約自由の原則で、それで結構だと思いますよ。それは終わりました。1番は。

2番のところへ行っていていいですか。

○議長（島田和雄） はい。

○7番（有田恵子） 先ほど市長に伺って答えていただいたところでございますが、市長の答弁の中で、あさひの存在を分かってもらうために設立したんだとか、水産物のこういうものがあるんだということの存在感ですね。それを全国に発信するところのためにやったんだというようなこと、理解はできます。それであるならば、ちょっと答えていただきたいんですけども、何で株式会社にしたんですかということが残ってくるんですよ。そこのところよろしくをお願いします。

○議長（島田和雄） 有田恵子議員の再質問に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（阿曾博通） 株式会社にした理由でございますが、商工会、農協等、ほかの団体もこの経営にぜひ参画していただきたいという思いから、株式会社と方式を選んでおりますので、どうぞご理解をいただきたいと思います。

○議長（島田和雄） 有田恵子議員。

○7番（有田恵子） 言っておきますけれども、私は道の駅好きなんです。誤解をしないでください。潰れて駄目なんです。そのために言っているんですよ、もともとの発想が。

こういうことです。株式会社というのは、私も株式会社の社長をやっていますけれども、利益の3分割というのが大原則なんです。それで株式会社は成り立っているわけですよ。

これは、利益の3分割、あまり時間がないですけども、まず株主ですよ。出資した人。そして従業員ですよ。潰れないためにも、内部留保しないといけない。この三つが3等分、正確に3等分じゃないけれども、だいたい3等分、利益が上がった場合、3等分するわけです。それは潰れないためにもするわけです。先ほど市長がおっしゃった、旭市の存在を分かってもらうために道の駅があるんだというふうな話の中で、例えば道の駅だらけで株式会社がはやってもうけてくると、夢がありますよ。だから、道の駅という名前を使わなくてももうかっていくと有名になっちゃうんですよ。上場したりというような話がありますからね。

だから、ちょっと大事なところなんです、ここは。単に利益を追求するものではないんだ、道の駅はという考えは捨ててもらいたいと思います。であるならば、株式会社にする必要は全然ないですよ。市役所経営でいいですよ。本当に。もともとなぜ株式会社にしないといけないか。潰れないために、今後発展するためにという余裕を残しながらもうかっていくというようなことで、仕入れの方たちにも利益を与えていくというような、従業員の方、そして仕入れしてくださっている農家の方、その人たちにもやっぱり利益が配分されるべきだと私は思うんですよ。そこのところをこの道の駅の中で無視して、単に従業員だけボーナスを出すとかいうようなことは、ちょっと違和感があるわけですよ。

だから、最初に申し上げた利益3分割というところは必ず念頭に置いていただきたいということです。仕入れしていただく方も大事な存在ですから、そして株主というのは旭市でございます。旭市を構成するのは市民ですよ。住民ですよ。住民を無視しちゃ駄目なんですよ。株主七十何%でしょう。旭市ですからね。これは、市民がいてこそ旭市ですから、その辺そもそもの株式会社のその利益3分割の原則。ここはやっぱり分かってもらわないといけないということで、私の発言、これで終わらせていただきます。それに対して、市長の見解で終わってはいかがでしょうか。

○議長（島田和雄） 有田恵子議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

市長。

○市長（明智忠直） 株式会社の利益3分割、それについては議員おっしゃるとおり大事だと思っております。そして、また道の駅が利益を追求する施設でなければならないというような部分は、少し私の考えと違いまして、道の駅はご存じのように、商工会や漁協あるいは農協全部を包括しての出荷者協議会、生産者協議会を作っているわけであります。

道の駅にいろんな部分で集中をしてしまうと、市内の業者、そういったものの存在がかなり危ぶまれるんじゃないかと、そのような思いもありまして、あまりもうけに走らない、公

共性があって当然ではないかなと、そんなような思いと銀行まで含んだ第三セクターをやるということについて、やはり旭市全員でその旭市の拠点として全国に発信していこうと、そんなような思いの中でのいるわけでありまして、これからもその利益3分割の理念、そういったものはしっかりと心に刻みまして、道の駅の経営をやっていききたいと、そのように思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（島田和雄） 有田恵子議員の一般質問を終わります。

◇ 平 山 清 海

○議長（島田和雄） 続いて、平山清海議員、ご登壇願ひます。

（2番 平山清海 登壇）

○2番（平山清海） 議席番号2番、平山清海でございます。今年最後のトリの一般質問の機会をいただきましてありがとうございます。

大きく4項目の質問をしたいと思ひます。

まず1項目め、11月11日に開催されました旭市産業まつりについて質問いたします。

今年の産業まつりは、天候にも恵まれ大勢の方々に足を運んでいただきました。実行委員会の皆様をはじめ市役所の職員の方々、ご苦労さまでした。

それでは、初めに当日の主催者発表になるかと思ひますが、当日の客数について前年と比べてどのような状況であったかお伺ひいたします。

2点目、出店数等については、当日の出店数と区画の数についてお伺ひいたします。

3点目、大きなイベントとするために、各種団体等の協力体制についてお伺ひします。今年の産業まつりも、近隣の産業まつりに比べれば大きな規模であると思ひますが、今後、旭市を代表するイベントとして、より多くの方々に参加していただくための考えがあればお伺ひします。

4点目、農畜産物のPRと商工業・観光業のPRについて伺ひます。産業まつりというと、どうしても農畜産物、農産物の販売等が主力と思われがちです。商工業の方にも多く出店していただき、農工商一体となった祭りとして盛り上げていってはどうかと思ひますが、いかがでしょうか。また、観光業のPRも必要かと思ひます。そこで、観光物産協会の参加もお願ひできればと思ひますが、いかがでしょうか。

続きまして、2項目め、農業所得の向上に向けて。

農業用軽油の免税制度について伺ひます。皆さんご承知のとおり、農業が盛んな本市では

ありますが、所得の向上を図る上で生産コストの引き下げも重要なポイントだと思います。すぐにできる農家の対策として、農業用軽油の免税制度の活用が考えられます。本制度では、県税で市との関係するところではないかと思います。制度の概要等をご説明願います。

続きまして、3項目め、産業の振興について。

初めに、6次産業化・農工商連携の推進について伺います。

6次産業化、第1次産業に携わる農林水産業者が農産物などの生産物の価値を第2次産業による加工等で高め、第3次産業として販売・サービス業を取り込み、1次産業掛ける2次産業掛ける3次産業の掛け算で6次産業化となります。地域資源を活用した新たな付加価値を生み出す取り組みですが、市内でよい事例があればご紹介をお願いいたします。

続きまして、4項目、児童の健全育成について。

初めに、食育の推進について伺います。旭市は、他市に先駆けて食育ボランティアの方々による食育活動が盛んと聞いております。活動内容のご紹介をお願いします。

2点目、花育の推進について伺います。市内の花農家による花育の活動もあると聞いています。どのような活動をしているのかご紹介願います。

以上で1回目の質問を終わります。なお、再質問は自席で伺いますので、よろしくお願いします。

以上です。

○議長（島田和雄） 平山清海議員の一般質問に対し、答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（宮内敏之） それでは、私のほうから産業まつりの（1）の客数についてお答え申し上げます。

産業まつりは、地域の盛んな農水産業と、それを基盤とした商工業、豊かな食文化や自然環境等を最大限に生かしていくために、それにかかわる人と地域の住民が一堂に会するイベントとして、交流の場の創出、地域の連帯感や郷土意識を高めることを目的に毎年開催をしております。本年度の産業まつりは、11月11日に海上コミュニティ運動公園を会場に開催されました。当日は、議員おっしゃるとおり天候に恵まれ、市内はもとより近隣市町のほか、東京方面からご来場いただき、前年並みの約4万5,000人の入り込み客数でございました。

続きまして、同じく産業まつりの（2）の出店数等についてお答え申し上げます。

旭市は、全国第6位の農業産出額を誇る産地でありまして、農水産物や商工業製品など、市内の生産者を中心に多数の団体の方々に参加をしていただきまして、販売とPRが行われ

ました。本年度の産業まつりの出店数は88件、出店区画数は108区画でございました。また、区画以外には、特設の野外ステージで、旭市観光大使の椎名佐千子さんによる歌謡ショーのほか、各種団体の発表等のイベントが行われました。また、餅投げなども行われたところがあります。あと、会場では、つきたて餅の配布、J Aによります芋掘り体験、あと消防救急と交通安全コーナーを設置いたしまして、そこでの特殊車両等の乗車体験が行われたところがございます。それによりまして、子どもから大人まで多くの方々に楽しんでいただけた祭りとなることができました。

続きまして、(3)の大きなイベントとするために各種団体等の協力体制については、現在、産業まつりは実行委員会を組織し実施をしております。市、農協、商工会、漁協、交通安全指導員の連絡協議会が中心となりまして行っております。また、このほかに水産加工協同組合、雇用対策協議会、都市農漁村交流協議会、季楽里あさひなどの協力によりまして運営をしております。

産業まつりのPRは、8月中旬ころからホームページに開催の案内をしているほか、フェイスブックにおいても情報発信に努めたところであります。また、ポスターを作成いたしまして、市内の公共施設をはじめ、コンビニや飲食店、金融機関などさまざまな場所に掲示をしPRいたしました。なお、近隣市役所や市外の公共施設などにも掲示を依頼し、市民以外の方にも周知を行ったところがございます。広報あさひでは、11月1日号において特集記事の掲載、1週間前にはチラシを新聞折り込みにて各戸に配布を行いました。

以上でございます。

○議長（島田和雄） 商工観光課長。

○商工観光課長（小林敦巳） それでは、私のほうから産業まつりの(4)農畜産物のPRと商工業・観光業のPRということでよろしいでしょうか。

産業まつりは、先ほど農水産課長から申し上げましたとおり、旭市の全ての産業、自慢の品々が一堂に会する場でございます。市内外から多くの方々に参加いただき、旭市の産業を広くPRする場であると考えております。市をはじめ農協や商工会の各関係団体の皆様のご協力を得ながら実施しているところでございます。

例年多くの来場者を数えるイベントであります。この機会に旭市の観光イベント、さまざまな観光イベントがございます。それから、先に認定されました恋する灯台、飯岡灯台が認定されましたが、このような観光スポットもございますが、こちらも広くPRしていきたいと。また、観光物産協会とも連携しながら積極的に観光面等をPRしていきたいと、そのよ

うに考えております。

以上でございます。

○議長（島田和雄） 農水産課長。

○農水産課長（宮内敏之） すみません。答弁漏れがありましたので、再度お答えさせていただきます。

2項目めの農業所得の向上に向けての（１）の農業用軽油の免税制度についてでございますが、軽油取引税は、軽油を購入する際に課される県の税金で、法令で規定された特定の用途に使用する目的で軽油を購入する場合に、課税免除の適用がされます。農業を営む方の免税の範囲については、現に農業の事業を行っている者を言い、その事業範囲が免税の対象となります。免税の対象となる機械は、動力耕運機、その他耕運整地用機械、栽培管理用機械、収穫調整用機械、畜産用機械等が該当します。なお、道路運送車両法第4条の規定により登録を受け、ナンバープレートをつけている機械は免税の対象外となります。

このナンバープレートは、軽自動車、小型特殊、二輪の小型自転車等は除くものになります。農耕用牽引車は、農業機械を取りつけて農耕の用途に供される場合に限り免税の対象となります。免税軽油の購入手続きについては、あらかじめ県税事務所等の県の認定を受け、免税軽油使用者証、免税証等の交付を受けることが必要になります。

続きまして、3項目めの（１）6次産業化・農工商連携の推進については、6次産業化や農工商連携は、本市の地域資源を活用し新たな付加価値を加えることにより、農山漁村の所得の向上、雇用の確保を図ることができる重要な施策と考えております。本市では、6次産業化を支援するため、国・県の補助制度のある農業経営多角化支援事業、市単独事業のこだわり旭ブランド創出支援事業、特産品開発事業により、農業者や商工業者の方々を支援しているところでございます。

農業経営多角化支援事業は、農業者が所得向上を図るため、農業者や商工業者と連携する取り組みについて、必要となる加工機械や施設等の整備について助成する事業でございます。こだわり旭ブランド創出支援事業は、市内で商品開発や改良を行う農水産業者が3戸以上で組織する団体や農水産業を営む法人に対しまして、開発費用や生産体制の整備、PR活動に対して助成を行っているものでございます。また、特産品開発事業では、旭市の新しい魅力を発信するため、市にふさわしい特産品の開発及び改良に要する経費に対して助成を行っているところでございます。

議員の質問のありました事例としましては、農業経営多角化支援事業の商品開発の実績に

については、性学餅やのし餅、トマトのジャム・ゼリー・漬物等の製造がございします。こだわり旭ブランド創出支援事業及び特産品開発事業の商品の開発の実績につきましては、タカミメロンを使いましたメロンピューレを使用した加工品や、旭市内での農水産物を使用したドレッシング、サバのみりん漬け等の開発がございします。

4 番目の児童の健全育成について。

(1) の食育の推進につきましては、あさひ食育アドバイザーは、保健推進員、JA の食育、社会福祉協議会の給食サービス等の経験者を中心に組織されましたボランティア団体でございします。食に対する正しい知識を習得し理解するため、地元農産物の消費拡大と地産地消を図り、市内小学校で食育活動を行っております。今年は、希望のあった10校で活動を行ったところであります。活動の内容としましては、食育アドバイザーが学校に出向き、子どもたちに野菜の切り方、おにぎりやみそ汁の作り方などを指導しております。特に、みそ汁は、だしの取り方から作り方を教えているところでございします。本年度は、白米のみ、サツマイモ入りの2種類のおにぎりやみそ汁を子どもたちと一緒に作ったところでございします。地産地消を心がけ、米、野菜、みそなどは旭市産のものを使用しております。毎回2時間の活動の間に、旭市の農業の説明や食育クイズなどを行い、旭市は食の宝庫であることを子どもたちに伝えているところでございします。

次に、(2) の花育の推進については、現在、旭市では、花卉産業の振興、産地知名度・生産者の意識向上を図ることを目的とした旭市花卉生産者協議会の会員の皆様を中心となって花育活動を実施していただいているところでございします。花にふれあうことで、優しさ、美しさなどを感じる心を育み、また、旭市の花の魅力を知ってもらうことを目的に活動をしていただいているところでございします。

本年度は、希望のあった市内の小学校5校で寄せ植え体験、幼稚園3園で花植え体験を行ったところでございします。また、来年3月には、小学校1校でフラワーアレンジメント体験を予定しているところでございします。

以上でございします。

○議長（島田和雄） 平山清海議員。

○2 番（平山清海） それでは、再質問をいたします。

1 項目めの産業まつりについて、匝瑳市の産業まつりと開催日が重なっています。出店している人たちも、ほかの祭りを見てみたいとの意見もあります。開催日が重ならなければ、出店数と区画の数も増えると思われるが、日程については今後も同じ予定で行くのか質問い

たします。

以上です。

○議長（島田和雄） 平山清海議員の再質問に対し、答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（宮内敏之） それでは、開催日につきましては、統合第1回目の平成28年度から11月の第2日曜日ということで開催をしているところでございます。日程等につきましては、実行委員会で決定をしていただいているところでございますので、次回、実行委員会開催時にご意見として提案させていただきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（島田和雄） 平山清海議員。

○2番（平山清海） 大きなイベントとするために、各種団体等の協力体制についてであります。産業まつりに旭農業高校や東総高校などの市内の高校の参加がありませんでした。参加を依頼していないのか伺います。

また、ドローンなどのデモンストレーションなど、目玉となるイベントがあればもっとPRになり、客数も増えるのではないかと思います、よろしくお願いします。

○議長（島田和雄） 平山清海議員の再質問に対し、答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（宮内敏之） 旭市農業高校、東総工業高校、旭高等技術専門学校の市内3校につきましては、過去に野菜の販売やロボット相撲のデモンストレーション、またミニ新幹線の乗車体験などで参加いただいたことがございます。

今回も参加のほうをお願いしたところではございますが、残念ながら3校とも文化祭が近いということで、その準備の関係等で参加が難しいという回答をいただいたところでございます。また、議員からご提案のありました目玉となるドローンのデモンストレーションなど注目を浴びるイベントについても、今後、実行委員会の中で検討していきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（島田和雄） 平山清海議員。

○2番（平山清海） 再々質問ですね、これね。

○議長（島田和雄） はい。

○2番（平山清海） 市内には有名な工業製品を製造している工場があります。一例として、平成最後の園遊会で、天皇陛下、皇后陛下が使用されていました傘が市内の工場で製造され、

マスコミ等でも取り上げられています。そういった企業が産業まつりへ参加し、多くの方々に紹介できればよいと思うのでありますが、次回の参加を期待したいと思います。

また、産業まつり開催日も、匝瑳市とかぶらないように、私も勉強のため匝瑳市へちょっと行ってみたい、そう思うのであります。よろしくお願いします。

○議長（島田和雄） 平山清海議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長（小林敦巳） それでは、お答えいたします。

先ほどの議員のご指摘がございました傘でございますが、これはマスコミ等で取り上げられました。たしか会社は東京のほうにあって、工場が旭市にあるということだと思います。こちらのほうをマスコミ等が取り上げて有名になったところであります。このような一品が、市内の工場で生産されていると。これは、広く市の内外の皆様にご覧いただくためにも、来年度の産業まつりの出店等をこの会社のほうに促してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（島田和雄） 平山清海議員。

○2番（平山清海） また、観光物産協会の積極的な活動での参加を要望し、次の質問に入ります。

次に、2項目めの農業所得の向上に向けて、農業用軽油の免税制度を利用している市内の農業者はどのくらいいるのか。リッター32円ほど安くなると聞いております。また、手続きが複雑で普及を妨げているなら簡素化を要望してはどうかという質問であります。

よろしくお願いします。

○議長（島田和雄） 平山清海議員の再質問に対し、答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（宮内敏之） それでは、免税制度を利用している農業者はどのくらいあるかということで、市内県税事務所のほうへ照会をしたところ、免税制度のほうを利用されている農業者の方は、市内では20件程度との回答でございました。

あと、制度の簡素化についてというようなことでございますが、税金の免除に関するものでありまして、厳格な対応が求められているというようなことで、簡素化は難しいのではないかと考えております。

以上です。

○議長（島田和雄） 平山清海議員。

○2番（平山清海）　ありがとうございます。

再々質問になります。

道路を走るときはナンバーがいります。また畑はいりません。そういうトラクターは免税の対象になるのか。また、制度の手続きが複雑で面倒であれば、市で手伝ってやればいいのか。2回目、3回目は自分でできると思いますが、1回目ぐらいいは手伝ってやったらどうでしょうか、お願いします。

○議長（島田和雄）　平山清海議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（宮内敏之）　まず、ナンバーの関係でお答えをさせていただきます。

小型特殊のナンバーがついているトラクター等の農耕用牽引車は、農業用機械を取りつけて農耕の用に供される場合に限りまして、免税の対象となるものでございます。また、ほかに農業用に使用している機械等がある場合には、個別に県税事務所のほうにご相談いただきまして、認めていただくような形で免税制度が受けることになります。

ナンバーというのがいろいろとあるんですが、道路運送車両法第4条では、軽自動車、小型特殊、二輪の小型自動車を除くとされておりますので、そういった車両につきましては、ナンバーがついていても利用方法によっては異なってしまうんですが、対象になるんではないのかということでございます。

あと、手続きが複雑で、1回目、2回目ということで、1回目のほうを手伝いをということであれば、市のほうは喜んで協力させていただきたいと思いますので、市のほうへお声がけをいただければなというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（島田和雄）　平山清海議員。

○2番（平山清海）　ありがとうございます。

それでは、3項目めの産業振興についてお伺いします。

6次化の推進は難しいと思います。いずれかの産業、例えば1次産業の生産がゼロになると、ゼロ掛ける2掛ける3で、やはりゼロとなります。農工商、どこがゼロになっても答えはゼロです。

そこで、餅は餅屋のことわざもありますとおり、農工商連携を図り、市の産業を盛り上げることも重要と思われます。やる気のある人への支援を6次産業化推進と併せ、財政的な支援をお願いしたいのですが、いかがか伺います。

○議長（島田和雄）　平山清海議員の再質問に対し、答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（宮内敏之） それでは、6次産業化・農工商連携に代表される農業経営の多角化等につきましてお話しさせていただきたいと思います。

6次産業化等につきましては、市の総合戦略の重点施策で地域振興プロジェクトにも位置づけられております。国・県の支援制度のほうを活用し、希望する農業者等がありましたら、総合的に支援をしていきたいというふうに考えております。

また、支援制度については、既に広報、市のホームページ等でご案内をさせていただいておりますが、今後また優良事例等の紹介等を加え、内容を充実させていきたいと思っております。また、開発した商品等についても、イベント等において紹介できる機会を設けていきたいと考えております。

新たな挑戦をしようとする農業者等が事業計画を策定する際に、国の支援ではございますが、計画策定支援など、専門家である6次産業化プランナーの派遣制度の活用などもできますので、そういったものをご案内していきたいというふうに考えております。

市のこだわり旭ブランド創出支援事業、特産品開発事業による支援として、毎年度予算措置を行っておりまして、多くの方に活用していただいておりますので、そういったものをまた引き続きお願いしていきたいなというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（島田和雄） 平山清海議員。

○2番（平山清海） ありがとうございます。

それでは、4項目目の児童の健全育成について伺います。

食育の推進についてで、学校における食育の推進は、どのような取り組みをしているのか伺います。

○議長（島田和雄） 平山清海議員の再質問に対し、答弁を求めます。

学校教育課長。

○学校教育課長（佐瀬史恵） 学校における食育の推進でございますが、学校教育の重点目標の一つとして、健やかな体を育むを目標に、食に関する指導の充実に取り組んでおります。各学校では、生活習慣確立のための食事の重要性、心身の成長や健康の保持、栄養や食事のとり方など、発達の段階を踏まえて食に関する指導の目標を定め、教育活動全体で一貫した取り組みを推進しております。

具体的には、家庭科の時間の調理実習ですとか、総合的な学習の時間の郷土食、地域の産

物、昔の食事などの学習があります。そのほかにも、理科、体育、道徳などさまざまな教科等で食に関しての学習を行っております。また、給食センターと連携し、センターの栄養教諭による出前授業や、給食を生きた食材として活用する訪問給食などを通して食を学んでおります。また、センターにおいても、童話などを題材にしたものがたり給食ですとか、日本食の理解を深めるWASHOKUの日、地元食材を活用した千産千消デーといったイベント給食を毎月の献立に取り入れて、興味関心を高めさせています。学校から家庭へ給食だより等も発行し、情報提供を行ったりしております。また、逆に家庭からも食にかかわる情報をいただいたりするなど、栄養と食事に関し相互の連携を図っているところでございます。

以上でございます。

○議長（島田和雄） 平山清海議員。

○2番（平山清海） おもしろい名前をつけた給食だと思うのですが、ものがたり給食やWASHOKUの日の給食、こういったものを食べさせるのか伺います。

○議長（島田和雄） 平山清海議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

学校教育課長。

○学校教育課長（佐瀬史恵） ご質問のものがたり給食、それからWASHOKUの日の内容でございますが、まず、ものがたり給食は、毎月1回さまざまな物語に出てくる料理を基にした給食を提供し、食べ物や本に親しむきっかけをつくることを目的に実施しています。絵本等の選定は、学校図書館司書と連携して行っております。

具体的な献立の例としては、ご存じでしょうか「ぐりとぐら」のカステラですとか、「まちのねずみといなかのネズミ」のえびとアスパラガスのグラタンなどを実施しております。

次に、WASHOKUの日ですけれども、これは日本人の伝統的な食文化として、和食が平成25年にユネスコの無形文化遺産に登録されたことを受けまして、本市では26年度から毎月1回、和食の日を設けております。和食文化の価値を見詰め直し、次世代に引き継ぐきっかけになることを目的に、海や山の幸など新鮮な食材、栄養バランスがいい一汁三菜、年中行事とかかわりの深い食事や季節感を取り入れた給食の提供を行っております。

献立の例といたしましては、4月にはお祝い給食としてお赤飯、7月には七夕給食としてそうめんなどを実施いたしているところでございます。

以上です。

○議長（島田和雄） 平山清海議員。

○2番（平山清海） それでは、次の花育の推進について伺います。

旭市の宝、子どもたちへの花育活動は重要だと思います。花育活動への参加した子どもたちがどのように喜んでいるのか、感想などが分かればお聞かせください。

○議長（島田和雄） 平山清海議員の再質問に対し、答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（宮内敏之） それでは、参加した児童からは、寄せ植え体験はとても楽しかった。持ち帰った花を大切に育てます。家でもやってみたいといった意見が聞かれました。また、参加児童全員の感謝の言葉がつづられた感想の文集が協議会のほうに届いたというようなことで伺っております。

今後も、花にふれあうことにより、児童の豊かな心を育む花育活動を推進していきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（島田和雄） 平山清海議員。

○2番（平山清海） 再々質問でよろしいでしょうか。

○議長（島田和雄） はい。

○2番（平山清海） 実は、私もF G Aという組織に入っており、花育活動をしています。

最近では、各保育園、小学校で父兄の何人かがお手伝いして、来て手伝ってくれる学校もあります。ボランティアですから、褒められたいわけではありませんが、市民のそういう組織ですね、市民の皆さんにあまり知られていないような状況ではないかと思われます。もう少し市でのPRをお願いしたいと思います。これで答弁をお願いしたいんですが。

○議長（島田和雄） 平山清海議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（宮内敏之） それでは、PRをとというようなことでございまして、まず農水産課のほうでF G A、旭市花卉協議会のほうの事務局になっておりますので、農水産課の窓口のほうではパンフレットを、協議会で作りしましたパンフレットの配布をまず行っているというようなことと、ポスターを掲示しまして、こういう活動を行っていますというようなことを行っているところであります。

それで、また新たにPRができる機会、場所といたしましては、例えば大勢の方が集まる産業まつりの会場だとかで、毎年F G A、旭市花卉生産者協議会の皆様におかれましては、花と緑のオブジェを展示していただいていますので、そういったところに活動の様子をパネル等にいたしまして展示することにより、多くの方々にPRできるかなと考えておりますので、次回そういったものを協議会の皆様とご相談しながら行っていきたいと思っております。

また、2月に開催します旭市飯岡しおさいマラソン大会では、表彰のステージだとか、ゴールのほうに花の寄せ植えを提供していただきまして、花のまち旭をPRしていただいているところでございます。

以上でございます。よろしくお願いします。

○議長（島田和雄） 平山清海議員。

○2番（平山清海） いろいろな場面で多くの方々がボランティアでの活動をしております。

来年度予算での手厚い支援を要望し、まだまだ時間は、私、たくさんあるんですが、今年最後のトリの一般質問を終わります。

以上であります。

○議長（島田和雄） 平山議員、答弁よろしいですか。

○2番（平山清海） はい。

○議長（島田和雄） 平山清海議員の一般質問を終わります。

以上で一般質問は全部終了いたしました。

○議長（島田和雄） これにて本日の会議を閉じます。

なお、次回は18日、定刻より会議を開きます。

ご苦労さまでございました。

散会 午後 1時57分